

意見書

保育園長 殿

園児氏名：

生年月日：平成 年 月 日生

病 名 (疾患に○印)

インフルエンザ・麻しん (はしか) ・風しん・水痘 (みずぼうそう)
 帯状疱疹しん・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・咽頭結膜熱 (プール熱)
 流行性角結膜炎 (はやり目) ・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・結核
 (その他：)

上記児童は平成 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関名：

医師氏名：

㊦

<インフルエンザ登園までの日数の数え方>

(付録 16)

登園のめやす：発症後5日以上を経過し、なおかつ、解熱後3日以上を経過してから

発熱した日は含まず、翌日を第1日と数える。

解熱した日は数えず、翌日から3日間を数える。

例	1日 火曜日	2日 水曜日	3日 木曜日	4日 金曜日	5日 土曜日	6日 日曜日	7日 月曜日	8日 火曜日	
発熱日からの数え方	発熱	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日			発熱後5日を経過するまで
解熱日からの数え方	発熱	有熱	有熱	解熱	第1日	第2日	第3日		解熱後3日を経過するまで
	登園可能								

例では、発熱した日から数えると、7日より登園可能となるが、解熱が4日目からだったので、7日は休養をとり、8日から登園可能と考える。

*不明な点は、かかりつけ医にご相談ください。罹患後の登園には、医師の意見書の提出をお願いしています。

* インフルエンザのお薬を飲みきった翌日から登園してください。